

平成30年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催

平成30年12月18日(火) 13:30~15:30

2. 開催場所

水産会館 2階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 11名

4. 議事事項

議第 6号 漁業権免許について

議第 7号 第5種共同漁業権遊漁規則の制定について

議第 8号 平成31年の増殖指示数量に関する方針について

議第 9号 平成30年放流実績及び平成31年増殖指示数量について

議第10号 内水面漁場管理委員会指示について

KHV病蔓延防止に関する指示

議第 5号 内水面漁場管理委員会指示について

ウナギ資源の保全に関する指示について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事 務 局	本委員会定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
【議第 6号】 漁業権免許について	
事 務 局	<p>共同漁業権及び区画漁業権の免許申請について、漁業法第12条の規定により、平成30年12月10日付け里川第437号で岐阜県知事から諮問があったもの。根拠法令は、漁業法第10条及び第12条、適格性については第14条で規定。知事は、漁場委員会の答申を参考に平成31年1月1日付けで免許予定。</p> <p>【内容】</p> <p>免許の申請が出されたのは、第5種共同漁業権が1件、第1種区画漁業権が1件、第2種区画漁業権が3件。申請された漁業権は、各漁場計画についてそれぞれ1件であり、競合する免許申請は無。石徹白川を漁場とする第5種共同漁業には、現在漁業権を有する石徹白漁業協同組合が申請。飛騨市のダム湖を漁場とする第1種区画漁業には、現在漁業権を有する生産組合のみの申請。養老町内の池沼を漁場とする第2種区画漁業も、現在漁業権を有する個人が引き続き免許申請。</p> <p>【適格性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の全申請者について今までに法令違反はなく、漁業に関する法令を遵守する精神を有している。 ・第5種共同漁業の申請者である石徹白漁業協同組合は、関係地区で漁業をする漁業者のすべてが組合員である。
委 員	県内漁協の第5種共同漁業権の免許期間は平成35年12月までの10年間となっていますが、石徹白漁協に免許予定である第5種共同漁業権の免許期間は何故5年間なのか。
事 務 局	石徹白漁協の漁業権が福井県知事免許であった時に、その免許日が9月1日であり、5年前に岐阜県知事免許になった際に、1月1日が免許日の他の県内漁業権と一緒に事務処理ができなかった。次期漁業権の一斉切替において石徹白漁協の漁業権免許を他の漁業権の免許日に合わせるため、今回、石徹白漁協の了解を得て5年の短期免許とした。
<p>「意見及び異議なし」で答申することを可決。</p> <p>(答申文案)</p> <p>岐漁管委第 号 平成30年12月 日</p>	

岐阜県知事古田肇様 岐阜県内水面漁場管理委員会会長 酒向貞夫 漁業権切替に伴う漁業免許について（答申）

平成30年12月10日付け里川第437号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。

【議第 7号】 第5種共同漁業権遊漁規則の制定について

事 務 局	<p>議第6号で審議した内共第48号第5種共同漁業について免許と同時に漁業権遊漁規則を制定することになるため、関係法令である漁業法第129条に基づき平成30年12月10日付け里川第438号で岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。</p> <p>遊漁規則の制定については、漁業法第129条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要件。</p> <p>【内容】</p> <p>制定しようとする遊漁規則の内容は、現行の遊漁規則とほぼ同じ。違いは、禁止区域の新設1ヶ所、遊漁料の減免対象者に女性を追加の2点。</p> <p>【適格性】</p> <p>禁止区域の新設は、漁業権行使規則でも指定し、遊漁者のみを不当に制限するものではない。</p> <p>遊漁料の減免措置であり、遊漁を不当に制限するものではない。</p>
-------	---

意見及び質問なし

「意見及び異議なし」で答申することを可決。

（答申文案）

岐漁管委第 号 平成30年12月 日

岐阜県知事古田肇様 岐阜県内水面漁場管理委員会会長 酒向貞夫

第5種共同漁業権遊漁規則の制定認可について（答申）

平成30年12月10日付け里川第438号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。

【議第 8号】 平成31年の増殖指示数量に関する方針について

事 務 局	<p>漁業法第130条第3項及び「増殖指示数量の基本方針」に基づき、第5種共同漁業権に係る平成31年の魚種別増殖方法及び指示数量を決定するため「平成31年の増殖指示数量に関する方針」を定めるもの。</p> <p>1. 増殖指示数量の基本方針」の説明</p> <p>平成27年12月18日に最終改正を行った「増殖指示数量の基本方針」は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項：「各漁業権に係る指示数量は、水面の高度利用を図るために、特定の魚種の増殖に偏らず、漁場面積から算出した適正増殖
-------	---

	<p>目標量を上限とし、それに近づけることを基本に、以下の方針によって指示するものとする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項「放流実績が指示数量に比して多い漁業権漁場では適正増殖目標量を目指して翌年の増殖指示数量を増量する」としている。ただし、各漁協の経営状況等がまちまちであるため、第3項以降で実情に応じて増殖指示数量を増量しないことなど柔軟性がある。 第8項には溪流魚の増殖方法について従来行われていた稚魚放流に加え、発眼卵で放流する発眼卵埋設、雌親を放流して河川で自然産卵させることにより増殖を行う親魚放流など新たな手法を取り入れるルールが示されている。第9項以降は漁協の経営状況や突発的な災害などで増殖事業が困難な場合の救済措置が記載されている。この基本的方針をもとに「平成31年の増殖指示数量に関する方針」が示される。 <p>2. 「平成31年の増殖指示数量に関する方針（案）」の説明</p> <p>前年とほぼ同様の内容としつつ、溪流魚の増殖指示数量の方針における発眼卵埋設、親魚放流について、稚魚1kg放流に相当する新しい換算量を決定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発眼卵埋設量は1,500粒、親魚放流は1.9kg、 ・産卵場造成数は11か所、イワナでは18か所。
委員	<p>漁協の赤字経営を理由に要望があれば増殖指示数量を見直すとのことであるが、魚種によって指示数量の減量が異なるのか。例えば、アユは指示数量を減らすことができるが溪流魚は減量できない等。</p>
事務局	<p>漁協経営の赤字により指示数量の減量要望が出された場合は、漁業権魚種全体を減量することになっている。</p>
委員	<p>漁協は赤字を出さないように経常経費、人件費等を削減している実態がある。漁協経営について、単に赤字、黒字を見るのではなく、経営の中身を精査することが必要である。指示数量を達成するため、経費削減に努めるなど苦勞して放流していることを理解する必要があるのではないか。</p>
委員	<p>自分の漁協の経営状況は分かっているが、県内の33漁協の経営状況については、わからない。県では各漁協の経営状況を把握していると思われる。今後、増殖指示数量を検討するうえで、我々委員も漁協の経営状況を把握していく必要があるのではないか。</p>
事務局	<p>漁協経営が厳しいことは把握している。個々の組合の経営状況を共有することはできないが、県下全体の状況について整理し、次回提供すること</p>

	としたい。
原案通り平成31年の増殖指示数量に関する方針を可決	
【議第 9号】平成30年放流実績及び平成31年増殖指示数量について	
事務局	<p>漁業法第130条第3項の規定により、平成30年の指示数量に対する放流実績を確認し、平成31年の増殖指示数量を決定するもの。</p> <p>【平成30年の放流実績の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示数量を満たしているか否かは、漁業権者が漁業法上の増殖義務を果たしているか否かの判断材料となることから、放流実績が「指示数量未滿」となっている場合は審査し、措置を検討する必要がある。 ・ウナギについては、前回の委員会で指示数量の1/2以上とする減量措置を行っており、いずれの漁協もそれに従って放流を実施。 ・平成30年の各漁協の放流実績は、18漁協が指示数量未滿の放流。未達成の理由の多くは、県から委託された放流量を放流実績に含めていることによるもの。対応案として、基本方針の4「適正な理由でない場合は、翌年の指示数量に不足分を加算する」を適用して、平成31年の指示数量に今回の不足分を上乗せする。 <p>【平成31年の増殖指示数量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協から出されている指示数量に対する要望が2件あり、内共第11号の揖斐川上流漁協からは、組合員等の減少により行使料、遊漁料の減少等により組合経営が厳しくなっており、増殖指示数量の基本方針10に基づく増殖指示数量の減量要望が、内共第34号の土岐川漁協からは、漁場であるダム湖の落水により漁場として利用できないため、ワカサギのふ化放流指示数量を0にする要望があった。 ・指示数量の減量については「増殖指示数量の基本方針10（漁協経営の悪化による増殖指示数量の減量要望）」に基づく。今回の両漁協からの要望はいずれも基本方針10の要望基準に適合。 ・以上の結果を踏まえ、平成31年の各魚種の増殖指示数量（案）をお諮りする。
	意見及び質問なし
「平成30年放流実績及び平成31年増殖指示数量について」は原案のとおり可決。	
【議第10号】内水面漁管理委員会指示について	

KHV病蔓延防止に関する指示	
事 務 局	漁業法第67条第1項及び第130条第4項に基づいた、「汚染水域からの持ち出し禁止、コイ放流の制限等」の委員会指示の期間が平成30年12月31日に満了となるため、その期間を延長するもの。
委 員 員	県内のほとんどがKHVの汚染区域となっている状況と解してよいか。
事 務 局	県内の河川ほとんどが汚染されている状況である。また、全国においても蔓延し、各都道府県では岐阜県と同様の委員会指示を出している
委 員 員	汚染水域で採捕したコイは、移動禁止を指示しているが、養殖されているコイについては、移動等の規制があるのか。
事 務 局	コイ養殖業においても、 <ul style="list-style-type: none"> ・KHVが発生した養魚場からの移動は基本的に出来ないこと。 ・汚染されていない養魚場からの出荷、汚染養魚場から汚染養魚場へへの出荷は可能であること。 ・汚染されていない養魚場は、定期的に保菌検査を実施が必要であり、汚染養魚場から汚染養魚場へへの出荷は確認手続きが求められること。 ・河川に放流する場合は、この委員会指示にあるように放流するコイはKHVに感染していないこと。 <p>が条件である</p>
採決の結果、議第10号は原案のとおり延長を可決	
【議第 5号】内水面漁管理委員会指示について ウナギ資源の保全に関する指示について	
事 務 局	ニホンウナギ資源は長期的に減少しており、持続的利用を図るため資源管理の取組強化が求められている。全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会は、「下りウナギ保護」の共同決議を行ったところ。このような状況を踏まえ、岐阜県における下りウナギの保護対策の取組として、ウナギの採捕禁止に係る委員会指示を行うもの。 <p>前回の漁場管理委員会において、ウナギ資源の保護対策として、産卵のために下るウナギを保全するため、10月から3月までをウナギ採捕禁止にする方針を決定。今回具体案を審議するもの。</p> <p>考慮する事項は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウナギについて、岐阜県漁業調整規則で全長30センチメートル未満の採捕は禁止であること。 ・河川工事に伴う環境アセスメントなど年間100件を超える特別採捕許可申請があること。

	<p>の2点、委員会指示の施行までに、周知期間を十分にとり混乱を回避する必要がある。また、指示期間について、当面は長期的なニホンウナギ資源の低迷を考慮して2年とし、状況に応じて延長することとする。</p>
委員	<p>今回の指示ではニホンウナギと表記しているが、一般的にはウナギで通用しているので、ウナギとしたらどうか。また、全長30cm以上のウナギの採捕禁止を指示することになるが、調整規則では既に30cm未満のウナギは採捕禁止になっています。10月から3月まではすべてのウナギを採捕してはならないが、取締はどのようになるのか。調整規則違反なら警察が動いてくれますが、全長30cm以上のウナギを採捕している場合はどうするのか。</p>
事務局	<p>全国的な取組として正式名のニホンウナギを使うことにしていること、取り締まりについては、委員会指示違反では直接の罰則規定はないが、繰り返し違反するなど悪質な場合には漁場管理委員会から知事に対してその者に委員会指示を守るよう命令を要請し、知事の命令に違反した場合は罰せられるので、漁協において違反者を見つけた場合は注意していただき、違反を繰り返すものがいたら県に連絡してもらうことになる。</p>
<p>採決の結果、議第5号は原案のとおり可決 (指示の内容)</p> <p>「公共水面において10月1日から翌年3月31日までの間は、全長30センチメートルを超えるニホンウナギを採捕してはならない。ただし、岐阜県漁業調整規則（昭和40年12月10日規則第118号）第36条第1項に基づく知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除く。指示期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日まで」</p>	
閉会	<p>会長が挨拶し、閉会を宣言。</p>